

現場説明書

工事名	令和7年度 農山漁村振興交付金事業 勝負平滞在型市民農園 簡易宿泊施設・交流棟建築工事 (1工区～4工区)
工事場所	豊丘村大字河野 2282-4、2283-1、2284、2286-1、2287-1、2291、2313-9、 2347、2350、2351、2352、2356、2357、2358-1、2360、 2361-1、4467-61
工期	令和7年10月 日 から 令和8年3月19日 まで

豊丘村

現場説明書

この現場説明事項・施工条件明示事項は、公共建築工事標準仕様書（建築工事編 1.3.5、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）及び（機械設備工事編）1.3.3 による「施工条件」の特記事項である。

1 一般事項

○工事範囲

- ・本工事は、別冊設計図書に示す範囲とする。
- ・設計図書に明示されていなくとも、施工上において当然工事の完成に必要と認められるものについては、監督員の指示により施工する。

○設計図書

- ・設計図書とは、図面・設計書、現場説明注意書及び説明に対する質問回答書をいう。また、本工事施工のために使用する以外の目的で、第三者に使用させない。

○設計図書の優先順位

- 1 現場説明書及び同説明書に対する質問回答書
- 2 工事仕様書（特記仕様書）
- 3 図面及び設計書

○設計書数量・数量内訳書

- ・入札時に公開する「数量内訳書」は積算上の参考数量を示したものであり、設計図書には含まれないため、ここに記載された数量での施工（履行）を求めるという意味での「契約数量」でない。このため、「数量内訳書」に記載された数量の施工確認・検査も行わない。したがって、設計図書と数量内訳書の相違は原則として設計変更の対象にはならないため、入札前の見積り時に入念に照査を行い、質疑書により入札前の疑義の解消に努めること。
- ・設計書及び図面のどちらかに記載されているものは工事に含む。
- ・入札後の数量過不足については一切認めない。

2 契約事項に関する事項

○「工事請負契約書」の第10条に規定する建築工事の主任技術者は、一級建築士又は一級建築施工管理技士とする。

○「工事請負契約書」の第58条のとおり、受注者は以下の保険に加入すること。

- ・工事目的物、工事材料及び仮設物等に生じる損害を填補する保険（建設工事保険、組立保険、火災保険）。なお、保険金額は、請負金額以上とする。
- ・火災保険等の加入については、付保の期間は棟上時から工事目的物引渡完了までの期間とする。なお、加入額は請負代金相当額とし、これらに要する費用は請負者の負担によるものとする。また、手続き終了後は、すみやかに別紙1に保険契約書の写し等を添付して提出すること。

- 工事期間中、請負者の責任において労災保険に加入し、その費用は請負者の負担とする。
- 以下のとおり、特定住宅瑕疵担保責任履行のための資力確保の措置を講ずること。
 - ア 当該工事における簡易宿泊施設（交流棟を除く）について、請負者は「住宅の品質確保の促進に関する法律」による瑕疵担保責任を負う。
 - イ 請負者は「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」（令和19年法律第66号）に基づき、住宅瑕疵担保責任保険法人と住宅建設瑕疵担保責任保険契約を締結するか、又は住宅建設瑕疵担保保証金の供託を行うこと。
 - ウ 請負者は請負契約締結時に保険加入予定報告（届出書1-1）又は保証金供託報告（届出書2）を提出すること。また、保険加入を選択した場合は保険申込後に速やかに保険加入報告（届出書1-2）に保険会社の発行する「申込みをした旨を証する書面」を添付して提出し、引渡し時には保険会社の発行する「保険付保証明書」を提出すること。
 - エ これらに要する費用は全て請負者の負担とする（設計に含まれている）。

3 工程に関する事項

- ・本工事の作業（資材、機械等の搬入を含む）は、早朝、深夜に行ってはならない。ただし、コンクリート打設など、止むを得ず実施する作業で、監督員の承諾を得た場合はこの限りではない。
- ・杭打工事等、特に騒音、振動を伴う作業は、日曜、祭日に行ってはならない。ただし、騒音、振動を伴わない作業で、監督員の承諾を得た場合はこの限りではない。
- ・工事着手に先だち、工程表・下請業者名簿・請負契約書写しを提出し監督員の承認を受けること。

4 安全対策に関する事項

- ・請負者は、工事期間中、工事に対する近隣住民、耕作者の協力が得られるよう、現場内外における工事災害、公害の発生防止に努めるものとし、さらに下請関係者にもこの趣旨の徹底を図ること。
- ・地区住民及び、特に学童・高齢者等の安全については、万全を期すこと。
- ・現場内では各関係法規に基づいて危険防止の安全対策を講ずること。
- ・工事着手前に、エリア内に埋設してある畑漕施設、水道管を確認し、支障のないように処置すること。
- ・資材搬入時の事故防止などについては次によるものとする。
 - ア 建設資材などの搬入に際し、事故ならびに騒音等の防止のため、道路関係法規を遵守し、現場および現場周辺では車の速度等には充分留意し、沿道及び近隣住民から苦情を引起さぬよう努めること。
 - イ 道路上あるいは歩道上で、資材を放置したり積み下ろしを行ってはならない。
 - ウ 近隣住民、耕作者との協議の結果によっては、資材搬入経路、時間などの規則を後日指示することもありうるが、この場合は原則として請負金額の変更はしな

い。

- ・ 施工時における騒音、振動などの防止については次によるものとする。
 - ア 本工事の施工にあたり騒音、振動、杭打機の油の飛散及びほこりや資材片の飛散等による被害を誘発しないよう、必要に応じ予防措置を講じ、近隣住民に対する迷惑、あるいは近隣家屋などに対する損害を与えぬよう努めること。
 - イ 近隣住民との協議の結果によっては、騒音、振動などが発生する杭打工事等について、作業時間などの規制を後日指示することもありうるが、この場合、原則として請負金額の変更はしない。
- ・ 安全施設などの設置については、現場内外における工事用道路の交通安全対策上、交通安全標識及び交通安全施設の設置、並びに保安要員等、特にその必要性を認めた場合は、その位置、構造、施設時期及び存置期間等、後日指示するものとする。
- ・ 近隣住民及び近隣耕作者等に対する損害補償については次によるものとする。
 - ア 工事用車両による事故あるいは、紛争等が生じた場合は、請負者は直ちに監督員に報告するとともに、請負者の責任において措置すること。
 - イ 本工事の施工に起因して近隣耕作者に損害を与えた場合には、請負者は直ちに監督員に報告するとともに、請負者の責任において措置すること。
- ・ 工期中の注意事項
 - ア 土埃、外壁の吹付材・梱包材料の飛散により、近隣に迷惑をかけること。
 - イ 現場前の側溝や道路面は定期的に掃除をし、破損あるいは汚損した場合はその都度処理すること。
 - ウ 路上において、コンクリートやモルタル練り又は、ミキサー車の洗浄はしないこと。
 - エ 梱包材や残資材は速やかに場外に搬出し、敷地内で埋設処分しないこと。
 - オ 現場内で残材・梱包材等の埋設・焼却処分は絶対にしないこと。
 - カ 近隣農地へ無断で立ち入らないこと。
 - キ 水切り、サッシュ納まり等、防水上必要と思われる箇所には図面に記載がなくともコーキングをするものとし、材質はウレタンコーキング以上とする。

5 仮設に関する事項

- ・ 請負者は、監督員と協議のうえ、必要に応じて設置敷地外周に仮囲い（万能鋼板塀、板塀、有刺鉄線柵等）を設置し、本工事期間中維持管理を行うものとする。
- ・ 現場外工事用道路は、道路管理者と協議のうえ指定道路を使用すること。また、現場内外の工事用道路は、請負者の責任において常に良好な維持管理を行うこととし、当該道路に損傷等が生じたときは、原因者の責任において補修することとする。
- ・ 請負者は、工事用電力、用水について、各工区の受注者同士で協議の上、各関係機関と協議し、諸手続きを行った上で使用する。また、これに要する費用は各請負者の負担とする。
- ・ 南エリアの村道を挟んだ西側、北エリア入口付近の西側の用地を発注者側で確保しており、作業員の駐車場、また仮設建物用の用地として使用することが可能である。詳細は別途監督員と協議すること。

6 施工に関する事項

- ・本工事の施工に先立ち、監督員の指示により工事の施工計画書を提出し、承諾を受けるものとする。
- ・建物位置、GL等の設定は監督員の立会いを受け、ベンチマークの養生管理を充分に行う。
- ・コンクリートの打設は、監督員の立会いを受けることを原則とする。
- ・各工事の納まり、施工水準の向上をはかるため、可能なかぎり施工図を作成し、監督員の承諾を得て施工するものとする。また、監督員から「試作品」の作成を指示された場合は、作成を行う。
- ・工事用資材の調達については、極力県内の取扱い業者から購入すること。
- ・本工事に使用する材料において、規格・品質等の条件を満足するものについては、県内産資材を優先使用するよう努めること。
- ・次に示す資材に県外産資材を使用する場合は、その資材名および県内産資材を使用しない理由等を「県外産資材使用報告書」（任意様式）に記入し、監督員に提出すること。
 - ① 地業工事(砂利)
 - ② コンクリート工事(レディミクストコンクリート)
 - ③ 舗装工事(路盤材料)
- ・建物に使用する木材はできるだけJAS製品を、その他特に支持のない諸資材については、努めてJIS材・BL材等の規格品を使用すること。
- ・アスファルト防水、シート防水、FRP防水、金属防水等の屋根防水工事の施工については、基本として、建築主体工事請負者と防水施工業者の連帯責任とし、連名で建物引渡しの日から10年間の保証書を提出することとする。シーリング材については、JIS規格耐久性区分8020以上の材を使用するものとし、施工に先立ち、部位、寸法及び方法等施工計画書等により監督員の承諾をうけるものとする。
- ・水切り、サッシュ納まり等、防水上必要と思われる箇所には図面に記載がなくともコーキングをするものとし、材質はウレタンコーキング以上とする。

7 その他

- ・計画通知申請適合済（確認済）の表示板、及び各工事内容に基づく工事表示板（以下参照）等を監督員の指示に従い作成し、設置するものとする。
- ・一括発注の場合で、請負者が電気、給排水設備等について下請させるときは、あらかじめ下請業者について監督員の承諾を得るものとする。また、下請契約を締結する際は、極力県内業者とするよう努めること。
- ・本現場説明事項は、特記のある場合及び工事区分が明確である場合を除いて、各工事に共通して扱うものとする。
- ・本工事に関する工事写真はカメラ（デジタルカメラ可）撮影とし、図面に特記がな

い場合は、次表に従い工事名、撮影対象物、日時等を記入・整理のうえ、必要部数を監督員に提出するものとする。

撮影時期	撮影対象物	サイズ	提出部数
工事着手前	敷地全体及び境界杭境界周辺の状況、敷地内の障害物)等	サービスサイズ	1
災害事故発生時	必要箇所	同上	1
工事施工中	隠ぺい部分及び監督員が指示する箇所	同上	1
工事完成後	外観3面以上内観10面以上とし監督員の指示する箇所	同上	2

- ・特に指定されている書類以外は、すべてA4フラットファイルを用いて綴ること。
- ・書類にはすべて工事名、工期、施工業者名、捺印をし、背表紙に工事名を記入すること。
- ・本工事において、発生する建設副産物の処理については、「建設副産物適正処理推進要綱」を遵守するものとし、監督員の指示により、施工計画書、実施報告書、産業廃棄物監理票（マニフェスト）等の提出を行うものとする。

建設工事期間に掲示する看板仕様

- 1 工事期間中は、場内の見やすい場所に関係諸法令による表示板及び施工者名等を記入した表示板（90cm×60cm 横書き）を設置すること。

工事名	令和7年度 農山漁村振興交付金事業 勝負平滞在型市民農園 簡易宿泊施設・交流棟 建築工事（○工区）
発注者	豊丘村
設計監理	hut建築事務所・柏建築設計事務所 共同企業体
施工者	○○○○○○○○○○○○○ TEL ○○-○○○○

注）地は白色、文字は「丸ゴシック」とし、工事名は濃紺色、その他は暗灰色とする。

火 災 保 険 契 約 締 結 通 知

令和 7 年 月 日

発注者

様

請負者

住所

氏名

工事名

上記について、別添のとおり保険を契約したので通知します。

(届出書 1 - 1)

令和 年 月 日

発注者
豊丘村長 様

所在地
商号又は名称
代表者氏名

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する届出書
(保険加入予定報告)

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（令和19年法律第66号）に基づく
瑕疵担保責任の履行の確保の方法について、次のとおり報告します。

記

1. 工事名称 令和7年度 農山漁村振興交付金事業 勝負平滞在型市民農園
簡易宿泊施設・交流棟建築工事（〇工区）
2. 工事場所
3. 工期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
4. 履行確保の方法 住宅建設瑕疵担保責任保険に加入する。

保険加入申込予定日 令和 年 月 日頃

- ※1 本届出書は、住宅建設瑕疵担保責任保険に加入する予定の場合、契約締結時に提出すること。なお、契約締結時に既に保険申込み手続きが完了している場合は、本届出書の提出を省略し、「届出書 1 - 2」に保険会社が発行する「保険契約申込受理証」を添付して提出すること。
- ※2 本届出書の提出後、保険申込みが完了した場合は、速やかに「届出書 1 - 2」に保険会社が発行する「保険契約申込受理証」を添付して提出すること。

令和 年 月 日

発注者
豊丘村長 様

所在地
商号又は名称
代表者氏名

住宅建設瑕疵担保責任保険に関する届出書
(保険加入報告)

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（令和19年法律第66号）に基づく瑕疵担保責任の履行の確保について、次のとおり住宅建設瑕疵担保責任保険に申込みしましたので報告します。

記

1. 工事名称 令和7年度 農山漁村振興交付金事業 勝負平滞在型市民農園
簡易宿泊施設・交流棟建築工事（〇工区）
2. 工事場所
3. 工期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
4. 保険申込年月日 令和 年 月 日

※本届出書は、保険申込み手続きの完了後、速やかに保険会社が発行する「保険契約申込受理証」を添付して提出すること。

(届出書2)

令和 年 月 日

発注者
豊丘村長 様

所在地
商号又は名称
代表者氏名

住宅建設瑕疵担保保証金を供託する供託所の所在地等に関する届出書
(保証金供託報告)

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（令和19年法律第66号）第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

1. 工事名称 令和7年度 農山漁村振興交付金事業 勝負平滞在型市民農園
簡易宿泊施設・交流棟建築工事（〇工区）
2. 工事場所
3. 工期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
4. 供託所の名称
5. 供託所の所在地

※ 本届出書は、住宅建設瑕疵担保保証金を供託する場合、契約締結時に提出すること。